



平成 30 年 11 月 22 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ  
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7 )

問 い 合 わ せ 先 :

取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之  
電 話 番 号 0 3 ( 6 7 5 7 ) 8 5 7 0

(開示事項の経過) 持分法適用関連会社における  
事業の譲受けの効力発生に関するお知らせ

平成 30 年 10 月 10 日に開示いたしました「持分法適用関連会社における事業の譲受けに関するお知らせ」の経過について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 事業の譲受けの効力発生

(1) 事業の譲受けの効力発生

平成30年10月10日に締結した「事業譲渡契約」に基づき、テックビューロ株式会社（以下、「テックビューロ」といいます。）から当社の持分法適用関連会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所（以下、「FCCE」といいます。）への「Zaif」事業の譲受けの効力が発生いたしました。なお、本件事業譲渡に関する利用者のご承諾については本日以降も引き続き対応いたします。

仮想通貨交換業界において多数の個人利用者を有する「Zaif」の事業及び利用者口座ならびにテックビューロの従業員を譲り受けたことで、FCCEの利用者基盤が強化されただけでなく、運営面における人的基盤も強化されたものと考えております。また、「Zaif」事業の譲受け後も当面の間は、これまでFCCEが運営してきた仮想通貨交換所システムも並行して運営いたしますが、将来的には、交換所システムの統合を目指します。なお、テックビューロは金融庁より「Zaif」事業に関して業務改善命令を受けており、これまで業務改善計画を遂行してきましたが、今回の「Zaif」事業の譲受けにあたって、FCCEは当該業務改善計画の遂行を継続いたします。

(2) 譲受事業の資産・負債の項目及び金額

本件事業譲渡に対する利用者の承諾期間が延長され、譲り受ける利用者の資産等が確定していないため、譲受事業の資産・負債の項目及び金額は確定しておりません。平成31年1月31日に予定しておりますFCCE、テックビューロ間の譲渡価額にかかる清算に伴い金額が算定されましたら開示いたします。

(3) 譲渡価額及び決済方法

平成30年10月10日付「持分法適用関連会社における事業の譲受けに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、譲渡価格は「5,500百万円から、①利用者数による調整（本件事業譲

渡に伴う債務及び契約上の地位の承継に承諾しなかったZaifの利用者がいる場合、その属性に応じて、一人当たり事業譲渡契約書で定められた金額を控除する。)及び②本件ハッキング対応費用による調整(本件ハッキング対応費用を控除する。)を行った金額。」であります。本件事業譲渡に対する利用者の承諾期間が延長されたので、不承諾利用者数及びハッキング対応費算定の基礎となる承諾利用者数が確定しておりません。そのため、①及び②の金額が確定していないので、譲渡価格も確定しておりません。譲渡価格につきましては、平成31年1月31日に予定しておりますFCCE、テックビューロ間の譲渡価額にかかる清算に伴い金額が算定されましたら開示いたします。

## 2. 「Zaif」のシステムセキュリティ強化

FCCEが「Zaif」事業の譲け受けるにあたり、以下のシステムセキュリティの強化を行いました。これらのセキュリティ強化の効果/網羅性について、外部セキュリティ診断サービスを活用し評価を行い、問題ないことの確認を行っております。

### (1) システムの堅牢性強化 (守る)

システムを構成するサーバー、ネットワーク、アプリケーション、クライアントそれぞれのセキュリティを見直し強化いたしました。

### (2) 不正アクセス検知機能の向上 (気付く)

万一、不正アクセス等の事象が発生した場合でも速やかに検知できるよう、監視システムおよび不正検知の仕組みを導入いたしました。

### (3) 各種証跡の確保および調査機能の拡充 (調べられる)

不正事象の原因となったシステムの脆弱性ポイントを調査可能とするため、ログ情報などの各種証跡を改竄できない状態で管理・保存いたします。

## 3. 「Zaif」において流出した仮想通貨の補償

平成30年9月14日に「Zaif」において発生したハッキングにより流出した仮想通貨については、平成30年11月22日までに本件事業譲渡にご承諾いただいた利用者を対象として、ご承諾内容に従った補償が完了し、利用者口座のデータベース上の数字と実際にウォレットに存在する仮想通貨及び金銭の額が一致(「Zaif」において入出金を停止している間に「Zaif」に送金された仮想通貨は含みません。)しております\*。

なお、平成30年11月22日時点で本件事業譲渡について未承諾の利用者についても、今後承諾手続きを行うことで、流出仮想通貨の補償、「Zaif」のサービスを利用することが可能です。

入出金再開の日程につきましては、他の業務の正常化の目処が立ち次第、速やかにお知らせいたします。

※ MONAコインにつきましては、預託数量の約40%について、「1MONAコイン当たり144,548円」(平成30年10月9日午前9時のbitFlyer(ビットフライヤー)、及びbitbank(ビットバンク)における相場の間値を採用しております。)にて算出した金銭で補償いたします。

## 4. 今後の見通し

本件が、当社の平成30年12月期連結業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後適時開示が必要と判断した場合は速やかに開示いたします。

以 上